

# 大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例施行規則

平成27年3月30日規則第68号

最終改正：令和元年7月23日

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 廃棄物の適正処分

#### 第1節 一般廃棄物の処分（第3条・第4条）

#### 第2節 一般廃棄物処理施設（第5条—第7条）

### 第3章 雑則（第8条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例（平成27年条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

### 第2章 廃棄物の適正処分

#### 第1節 一般廃棄物の処分

#### （一般廃棄物処理計画）

第3条 管理者は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。これらの事項を変更したときも同様とする。

- (1) 一般廃棄物の処理に関する基本方針
- (2) 一般廃棄物の処理量の見込み
- (3) その他一般廃棄物の処理に関し管理者が必要と認める事項

(一般廃棄物の受入基準)

第4条 条例第9条で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 各構成団体の一般廃棄物処理計画に従い一般廃棄物を適正に分別すること
- (2) 一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講ずること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者の指示に従い搬入すること

#### 第2節 一般廃棄物処理施設

(設置等に係る縦覧の告示)

第5条 条例第13条第1項で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設（条例第12条に規定する対象施設をいう。以下同じ。）の名称及び設置の場所
- (2) 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量）
- (4) 条例第12条に規定する生活環境影響調査の項目
- (5) 条例第12条に規定する調査書（以下「調査書」という。）を縦覧に供する場所、期間及び時間
- (6) 条例第14条に規定する意見書の提出先及び提出期限
- (7) その他管理者が必要と認める事項

(縦覧者の遵守事項)

第6条 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと
- (3) 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと
- (4) 管理上必要な指示に従うこと

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第7条 条例第14条の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

第3章 雑則

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。